

家庭の震災ごみの 受け入れ再延長について

取扱延長期間 9月1日～9月30日

◆受け入れ対象ごみ 震災で壊れた等の部分に限ります。

(ごみの種類ごとに分別してください。)

※多量の震災ごみを搬入する場合（トラックやダンプで搬入する場合など）は、事前に受け入れ日を指定いたしますので、あらかじめ持ち込む先の清掃センターに電話連絡願います。（一関清掃センター 21-2157、大東清掃センター 75-3149）
事前の連絡なしに持ち込まれた場合、受け入れをお断りすることがあります。

◆ごみ処理手数料 震災ごみに限り手数料を免除いたします。

受付の際は、被害の申出書に家屋の被害状況（壊れた部分）のわかる写真（コピー可）を添付して、提出していただきます。

延長期間より前に震災ごみを持ち込みしたことのある方でも、延長期間中に震災ごみを持ち込まれる方は申出書を提出していただきます。

震災で壊れた以外の不用品は、通常取り扱いとなり、手数料の対象となります。

※ご不明の点がありましたら、受付の際に職員にお問い合わせ願います。